(5) 鑑賞

3　内容の取扱い

(1) 〔指導項目〕の(1)から(4)までについては，そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，造形的な見方・考え方を働かせ，各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

(2) 美術に関する学科においては，「美術概論」，「美術史」，「鑑賞研究」，「素描」及び「構成」を，原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 美術に関する学科においては，特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を２以上の年次にわたって履修させること，複数の科目を関連付けて取り扱うことなど，履修の仕方を工夫することによって，生徒の特性の伸長が図れるようにすること。

(4) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 創造することの価値を捉え，自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し，自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。また，こうした態度の形成が，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

(2) 各科目の特質を踏まえ，学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し，資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり，見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

(3) 各科目の特質を踏まえ，学校や地域の実態に応じて，美術館や博物館等と連携を図ったり，地域の文化財の活用や人材の協力を求めたりすること。

(4) 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底すること。

第13節　英　　語

第１款　目　標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，英語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して，情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 英語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの理解を深めるとともに，これらの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて，目的や場面，状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。

(2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，英語で情報や考えなどの概要や要点，詳細，話し手や書き手の意図などを的確に理解したり，これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。

(3) 英語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的，自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

第２款　各　科　目

第１　総合英語Ⅰ

1　目　標

英語学習の特質を踏まえ，以下に示す，聞くこと，読むこと，話すこと［やり取り］，話すこと［発表］，書くことの五つの領域（以下この節において「五つの領域」という。）別に設定する目標の実現を目指した指導を通して，第１款の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに，その過程を通して，第１款の(3)に示す資質・能力を育成する。

(1) 聞くこと

ア　日常的な話題について，話される速さや，使用される語句や文，情報量などにおいて，一定の支援を活用すれば，必要な情報を聞き取り，話し手の意図を把握することができるようにする。